

## 長野市事業用地取得事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市外からの企業誘致及び市内の企業の市外への流出の防止を図り、もって市民の雇用の場の確保に資するため、企業が事業用地を取得するために要する費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業用地 企業が事業所を自己の事業活動を行うための土地（市長が別に定める土地を除く。）であって、当該土地の面積が1,000平方メートル以上のものをいう。
- (2) 市内工業系用途地域 市の区域内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域その他市長が別に定める地域をいう。
- (3) 中山間地域 浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（豊栄・西条）、若穂（保科）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の各地区をいう。
- (4) 事業所 工場又は事務所その他これらに附属する建物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業を営む者に係るものを除く。）をいう。
- (5) 新設 市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が既設の事業所と異なる業種の事業所を市内に設置することをいう。
- (6) 移設 市内に事業所を有する者が当該事業所の全部を市内に移転することをいう。
- (7) 増設 市内に事業所を有する者が同一業種の事業所を市内に設置すること又は既設の事業所の敷地内若しくはこれに隣接して既設の事業所を拡充することをいう。
- (8) 償却資産 新設、移設又は増設するための事業用地に事業の用に供するために取得する機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具（事業用地において操業を開始する月から3月を経過する月までに取得するものであって、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条の規定による固定資産の申告が見込まれるものに限る。）をいう。
- (9) 投下固定資産額 事業用地に係る固定資産税の課税対象となる固定資産のうち事業用地、建物及び償却資産の取得価額（第5の規定による認定申請を行う日に

において取得している既存の建物の改造、改装、増築及び解体撤去に要する費用（当該既存の建物を取得した日から起算して1年以内にかかった費用を含む。）を含む。）（消費税を含む。）をいう。

（交付対象者）

第3 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 市内に事業所を新設、移設又は増設をするための事業用地（投下固定資産額が別表に定める額以上のものに限る。）を取得する者

イ 市内工業系用途地域又は中山間地域に事業所を新設、移設又は増設をするための事業用地（投下固定資産額が別表に定める額未満のものに限る。）を取得する者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 次のいずれかに該当する業種に属する事業を行う者

(ア) 製造業

(イ) 運輸業のうち道路貨物運送業及び倉庫業

(ウ) 卸売業のうち各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業

(エ) 情報通信業のうちソフトウェア業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業

(オ) 物品賃貸業のうち総合リース業、産業用機械器具賃貸業及び事務用機械器具賃貸業

(カ) 学術研究及び専門・技術サービス業のうち自然科学研究所、デザイン業、経営コンサルタント業、広告業（広告代理業に限る。）、機械設計業、非破壊検査業及びその他の技術サービス業（エンジニアリング業に限る。)

(キ) サービス業のうち機械修理業（電気機械器具に係るものを除く。）、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業及びコールセンター業

イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する地域経済牽引事業計画に係る長野県知事の承認を受け、かつ、当該地域経済牽引事業計画に基づき事業用地を取得する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、助成金を交付しない。

(1) 規則第3条の規定による助成金の交付申請を行う日において市税を滞納している者

(2) 同一の事業用地について、既にこの要綱による助成金又は当該助成金に類するものとして市長が別に定める助成金、補助金等の交付を受けている者

（対象経費及び助成率等）

第4 助成金の交付の対象となる経費は、事業用地の取得に要する費用（既存の建物を含む場合の当該建物の取得に要する費用を除く。）とし、助成率は100分の20以

内とする。ただし、助成金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、3年間に分割して交付するものとする。

- (1) 第3第1項第1号アに該当する者 3億円
- (2) 第3第1項第1号イに該当する者 6,000万円

2 助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(助成事業の認定申請等)

第5 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野市事業用地取得事業助成金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて当該助成事業に係る事業用地において操業を開始する日前に市長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業実施計画書
- (2) 資金計画書
- (3) 法人にあっては登記事項証明書及び定款の写し
- (4) 施設の設計図（公図の写し）及び施設の位置を示す図面（1万分の1以上のもの）
- (5) 敷地内の予定配置図
- (6) 事業用地に係る売買契約書の写し
- (7) 建物に係る工事契約書の写し
- (8) 建築確認通知（申請書）の写し
- (9) 法第13条第1項の規定による地域経済牽引事業計画の承認に係る申請書及び当該申請に係る長野県知事の承認に係る通知書の写し（当該長野県知事の承認を受けている場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 取得した事業用地の既存の建物を使用する場合その他建築確認を要しない場合にあつては、前項第8号の書類を省略することができる。

(助成事業の認定)

第6 市長は、第5の申請書を受理したときは、内容を審査し、及び必要に応じ実地調査を行い、助成事業と認定したときは、その旨申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を受けた者が当該認定を受けた日から起算して1年以内に第7第1項及び第2項に規定する申請書等を提出しない場合は、当該認定を取り消すことがある。

(助成金の交付申請等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市事業用地取得事業助成金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市税の納付確認に関する同意書
- (2) 決算見込書
- (3) 事業用地に係る領収書等の写し
- (4) 建物に係る工事領収書等の写し
- (5) 建物に係る工事完了届、引渡書等の写し

- (6) 完成写真
  - (7) 投下固定資産額（既存の建物及び償却資産に係るものに限る。）が確認できる書類（申請者が第3第1項第1号アに該当する者に限る。）
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める場合にあつては、関係書類の全部又は一部を省略することができる。
- （助成事業の内容の変更等）
- 第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき 長野市事業用地取得事業変更承認申請書（様式第3号）
  - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市事業用地取得事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- （実績報告）
- 第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市事業用地取得事業完了報告書（様式第5号）によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 土地登記事項証明書の写し
  - (2) 建物登記事項証明書の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- （助成金の交付請求書）
- 第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市事業用地取得事業助成金交付請求書（様式第6号）によるものとする。
- （助成金の返還等）
- 第11 補助事業者は、第5第1項の操業を開始する日後10年以内に事業用地又は事業所の譲渡、事業の停止又は中断その他市長が別に定める行為をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認をしたときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- （補則）
- 第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から令和9年3月31日までの間に第6の規定により認定する助成事業について適用する。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市事業用地取得事業助成金要綱附則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市事業用地取得事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に認定の申請が行われる事業に係る助成金について適用し、この要綱の施行の前日に認定の申請が行われた事業に係る助成金については、なお従前の例による。

別表（第3関係）

交付対象者の区分	投下固定資産額
第3第1項第2号ア(ア) から(ウ) までに規定する業種に属する事業を行う者又は同号イに規定する者	1億円
第3第1項第2号ア(エ) から(キ) までに規定する業種に属する事業を行う者（同号イに規定する者を除く。）	5,000万円

様式第1号（第5関係）

長野市事業用地取得事業認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業用地取得事業の認定を受けたいので長野市事業用地取得事業助成金交付要綱の規定により下記のとおり申請します。

記

1 助成事業の名称

2 助成事業の内容

3 助成事業の期間 着手（予定） 年 月 日  
完了（予定） 年 月 日

様式第2号（第7関係）

長野市事業用地取得事業助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で認定を受けた事業用地取得事業について助成金の交付を受けたいので申請します。

記

1 助成事業の名称

2 助成事業の内容

3 助成事業に要した経費 円

4 助成金申請額 円

---

同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市事業用地取得事業の交付申請に当って、市民税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

㊞

様式第3号（第8関係）

長野市事業用地取得事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の認定を受けた  
年度事業用地取得事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してくだ  
さい。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第4号（第8関係）

中止  
長野市事業用地取得事業 承認申請書  
廃止

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の認定を受けた  
中止

年度事業用地取得事業の内容を下記のとおり したいので、承認してく  
廃止

ださい。

記

中止

1 助成事業の の理由

廃止

2 助成事業の遂行状況

3 助成事業を中止する期間及び助成事業の完了予定年月日

4 その他

様式第5号（第9関係）

長野市事業用地取得事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の交付決定のあつた年度事業用地取得事業を下記のとおり実施しました。

記

1 助成事業の名称

2 助成事業の内容

3 助成事業の完了年月日 年 月 日

様式第6号（第10関係）

長野市事業用地取得事業助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付確定のあつた  
年度助成金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付決定額 円  
2 請求額 円  
3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協		支店 支所 出張所										
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入)										